

(4) 豊川市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 生涯にわたり多様な知識、技能を習得し、豊かな人生を送ることのできる学習環境の整備を目標として策定された現行の生涯学習推進計画を改定するため、豊川市生涯学習推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の改定に関すること
- (2) 市民の学習需要に関する調査・分析に関すること
- (3) その他生涯学習推進に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者12名以内をもって構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) 住民・地域の代表者

2 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(組織)

第4条 策定委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、その選出は委員の互選による

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 策定委員会は推進計画策定に必要な企画・調査研究等を行うため、作業部会を置く。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。